

改正案

現行

<p>(営業の免許の申請等)</p> <p>第一条 無尽業を営もうとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名をした免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 事業方法書</p> <p>三 無尽契約約款</p> <p>四 会社の登記事項証明書</p> <p>五 株主の氏名又は商号及びその持株数を記載した書面</p> <p>六 創立総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ）</p> <p>。 ( ) 当該株式会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面</p> <p>。 以下同じ。 ) その他必要な手続があつたことを証する書面 ( )</p> <p>七 営業所の位置を記載した書面</p>	<p>第一条 無尽業ヲ営ムントスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役（委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役）署名シ定款ノ外左ノ書面ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スベシ</p> <p>一 事業方法書</p> <p>二 無尽契約約款</p> <p>三 会社ノ登記事項証明書</p> <p>四 株主ノ氏名又ハ商号及共ノ持株数ヲ記載シタル書面</p> <p>五 創立総会ノ議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条第一項ノ規定ニ依リ創立総会ノ決議アリタルモノト看做サルル場合ニ於テハ当該場合ニ該当スルコトヲ証スル書面以下同じ）</p> <p>六 営業所ノ位置ヲ記載シタル書面</p> <p>七 最近ノ日計表</p> <p>株式会社ガ其ノ目的ヲ変更シテ無尽業ヲ営ムントスル場合ニ於ケル免許申請書ニ八前項第一号乃至第四号、第六号及第七号ニ掲グル書面ノ外左ノ書面ヲ添付スベシ</p> <p>一 免許申請ノ際現ニ存スル取引ノ性質ヲ知ルニ足ル書面</p> <p>二 最終ノ貸借対照表（関連スル注記ヲ含ム以下同じ）</p>
---	---

八 最近の日計表

- 2 無尽会社以外の株式会社が従前の目的を変更して無尽業を営むため無尽業法第二条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を免許申請書に添付しなければならない。
  - 一 株主総会の議事録
  - 二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書面
  - 三 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）
- 3 無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）×六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
- 4 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
  - 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二五に規定する方式
  - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×〇六〇五に規定する方式
- 5 第三項の電磁的記録には、日本工業規格×六二二三に規定するラ

- 三 最終ノ損益計算書（関連スル注記ヲ含ム以下同ジ）及株主資本等変動計算書（関連スル注記ヲ含ム以下同ジ）
- 無尽業法第二条第三項ニ規定スル内閣府令ニ定ムル電磁的記録ハ工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）ニ基ク日本工業規格（以下本条ニ於テ日本工業規格ト称ス）×六二二三ニ適合スル九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジニ該当スル構造ノ磁気ディスクトス
- 前項ノ電磁的記録ヘノ記録ハ左ノ方式ニ従フベシ
- 一 トラックフォーマットニ付テハ日本工業規格×六二二五ニ規定スル方式
- 二 ボリューム及ファイル構成ニ付テハ日本工業規格×〇六〇五ニ規定スル方式
- 第三項ノ電磁的記録ニハ日本工業規格×六二二三ニ規定スルラベル領域ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ貼付スベシ
- 一 申請者ノ商号
- 二 申請年月日

ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一 申請者の商号

二 申請年月日

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十八条 無尽会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)又は支配人は、無尽業法第十九条の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十八条 無尽会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)又は支配人は、無尽業法第十九条の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 無尽会社は、無尽業法第二十一条の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行し

発行していないことを証する書面

(管理契約の認可の申請)

第二十一条の三 無尽会社は、無尽業法第二十一条の七の規定による管理の委託又は受託の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 株主総会の議事録
- 二 最近の日計表
- 三 管理契約の内容を記載した書面
- 四 管理事務執行の方法

(管理契約の解除の認可の申請)

第二十一条の四 無尽会社は、無尽業法第二十一条の十一第三項において準用する同法第二十一条の七の規定による管理契約の解除の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 株主総会の議事録

(届出事項)

第二十三条 無尽業法第三十五条の二の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

ていないことを証する書面

第二十一条ノ三 無尽会社ガ無尽業法第二十一条ノ六ノ規定ニ依ル管理ノ委託又ハ受託ノ決議ヲ為シタルトキハ無尽会社ノ総取締役(委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役)ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書面ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

- 一 株主総会ノ議事録
- 二 最近ノ日計表
- 三 管理契約ノ内容ヲ記載シタル書面
- 四 管理事務執行ノ方法

第二十一条ノ四 無尽会社ガ管理契約ノ解除ノ決議ヲ為シタルトキハ無尽会社ノ総取締役(委員会設置会社ニ在リテハ総取締役及総執行役)ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書面ヲ添付シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

- 一 理由書
- 二 株主総会ノ議事録

第二十三条 無尽会社ハ左ノ場合ニ於テハ遅滞ナク其ノ事由ヲ具シテ之ヲ金融庁長官ニ届出ツベシ

- 一 商号の変更、資本金の額の変更又は支店の設置による定款変更の認可を受けてこれを実行した場合
- 二 無尽業法第七条第三号及び第四号、第二十一条並びに第二十一条の七（同法第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた事項を実行した場合
- 三 無尽会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は支配人の就任又は退任があつた場合
- 四 無尽会社を代表する取締役又は無尽会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては無尽会社の常務に従事する取締役、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があつた場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- 五 無尽会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）又は支配人であつて、他の会社の常務に従事する者がその会社の常務に従事しないこととなつた場合
- 六 代理店契約を変更、消滅若しくは更新する場合又は代理店主の住所、氏名若しくは職業の変更があつた場合
- 七 無尽の抽選又は入札を行う会場を無尽会社の営業所又は代理店以外の位置に設置した場合
- 八 管理契約を終了した場合
- 九 支払停止をした場合又は支払停止中の無尽会社が支払を開始した場合
- 十 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失つた場合

- 一 商号ノ変更、資本金ノ変更若ハ支店ノ設置ニ付定款変更ノ認可ヲ受ケテ之ヲ実行シタルトキ又ハ無尽業法第七条第三号、第四号、第二十一条及第二十一条ノ七（第二十一条ノ十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ実行シタルトキ
- 二 無尽会社ノ取締役、執行役、会計参与、監査役又ハ支配人ノ就任又ハ退任アリタルトキ
- 三 無尽会社ヲ代表スル取締役又ハ無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役（委員会設置会社ニ在リテハ代表執行役又ハ執行役）ノ就任又ハ退任アリタルトキ
- 四 無尽会社ノ常務ニ従事スル取締役（委員会設置会社ニ在リテハ執行役）又ハ支配人ニシテ他ノ会社ノ常務ニ従事スルモノガ該会社ノ常務ニ従事セザルニ至リタルトキ
- 五 代理店契約ノ変更、消滅若ハ更新アリタルトキ又ハ代理店主ノ住所、氏名若ハ職業ニ変更アリタルトキ
- 五ノ二 無尽ノ抽籤又ハ入札ヲ行フ会場ヲ無尽会社ノ営業所又ハ代理店以外ノ位置ニ設置シタルトキ
- 五ノ三 管理契約ノ終了シタルトキ
- 六 支払停止ヲ為シタルトキ又ハ支払停止中ノ無尽会社が支払ヲ開始シタルトキ
- 七 再生手続開始ノ申立ヲ為シ、再生計画認可ノ決定ガ確定シ又ハ再生計画ガ其ノ効力ヲ失ヒタルトキ
- 八 破産手続開始ノ決定ヲ受ケ、破産手続開始ノ決定ニ対シ抗告ヲ

<p>十一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合</p> <p>2  次の各号に掲げる場合の届出を行う無尽会社は、当該各号に定める書面を添付しなければならない。</p> <p>一 前項第二号に掲げる場合（無尽業法第二十一条（無尽会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡に係る部分に限る。）の規定により認可を受けた事項を実行した場合に限る。） 同法第二十一条の五第一項の規定により公告をしたことを証する書面</p> <p>二 前項第六号に掲げる場合 同号の規定により変更した代理店契約又は代理店主の内容を記載した書面</p>	<p>為シ又ハ抗告ニ対シ裁判所ノ決定ヲ受ケタルトキ</p> <p>前項第一号中事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡ノ場合ニ於テハ無尽業法第二十一条ノ五ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタルコトヲ知ルニ足ル書面、第五号ノ場合ニ於テハ変更シタル条項ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ</p>
---	--

○無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号) 業務報告書

改正後	現行
<p><b>業務報告書雛形</b></p> <p>(略)</p> <p>目次 一~四 (略)</p> <p>備考 一 <u>指名委員会等設置会社</u>ニ在リテハ提出者欄ノ「取締役」ヲ「執行役」ニ改メテ記載スベシ 二~四 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>業務報告書雛形</b></p> <p>(略)</p> <p>目次 一~四 (略)</p> <p>備考 一 <u>委員会設置会社</u>ニ在リテハ提出者欄ノ「取締役」ヲ「執行役」ニ改メテ記載スベシ 二~四 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号) 監査書

改正後	現行
<p><b>監査書雛形</b></p> <p>監査書 (第何期 自平成 年 月 日 ) 至平成 年 月 日 )</p> <p>府 市 町 何 何 何 何番地 県 郡 村 何無尽株式会社 監査役 氏 名印 、 、 、 、 、 、</p> <p>平成 年 月 日作成 平成 年 月 日備付</p> <p>( 指名委員会等設置会社ニ在リテハ、提出者欄ノ「監査役」ヲ「監査委員」ニ改メテ記載スベシ ) ( 本書ニハ監査役 ( 監査等委員会設置会社ニ在リテハ監査等委員、指名委員会等設置会社ニ在リテハ監査委員 ) 全員署名スベシ ) ( 本書ニハ各期末現在ノ日計表ヲ添附スベシ )</p> <p>( 以下略 )</p>	<p><b>監査書雛形</b></p> <p>監査書 (第何期 自平成 年 月 日 ) 至平成 年 月 日 )</p> <p>府 市 町 何 何 何 何番地 県 郡 村 何無尽株式会社 監査役 氏 名印 、 、 、 、 、 、</p> <p>平成 年 月 日作成 平成 年 月 日備付</p> <p>( 委員会設置会社ニ在リテハ、提出者欄ノ「監査役」ヲ「監査委員」ニ改メテ記載スベシ ) ( 本書ニハ監査役 ( 委員会設置会社ニ在リテハ、監査委員 ) 全員署名スベシ )</p> <p>( 本書ニハ各期末現在ノ日計表ヲ添附スベシ )</p> <p>( 以下略 )</p>

○無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号) 附属明細書

改正後	現行
<p>附属明細書ひな形</p> <p style="text-align: center;">第 期 (      年 月 日から           年 月 日まで ) 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">住所                   無尽株式会社 代表取締役 氏 名 [印]</p> <p>(記載上の注意) 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>1 計算書類に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 営業経費 (表略)</p> <p>(記載上の注意) 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の兼職の状況 (表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号イ又はロに掲げる者をいう。3において同じ。)を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。3において同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、無尽業法第19条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、他の法人等の業務執行者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>附属明細書ひな形</p> <p style="text-align: center;">第 期 (      年 月 日から           年 月 日まで ) 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">住所                   無尽株式会社 代表取締役 氏 名 [印]</p> <p>(記載上の注意) 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>1 計算書類に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 営業経費 (表略)</p> <p>(記載上の注意) 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の兼職の状況 (表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、無尽業法第19条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>